

別表 1 - 1 保健所による監視指導（一般監視）

区分	監視指導 予定回数	対 象 = 全ての食品営業施設
A	2回/年	過去1年間に食中毒等を起こし、行政処分を受けた施設（重要管理施設を除く。）
B	1回/年	飲食店営業 （従事者が3人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業を除くが、生食用食肉取扱い施設は含む。）、 菓子製造業 （露店による営業、自動車による営業を除く。）、 あん類製造業、アイスクリーム類製造業 （ソフトアイスクリーム類のみの製造業を除く。）、 乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業 （自動車による営業を除く。）、 食肉製品製造業、魚介類販売業 （自動車による営業を除く。）、 魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業 （保管業を除く。）、 清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業 （自動販売機による営業を除く。）、 食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業、浅漬製造業、カット野菜・カット果物製造業
C	1回/ 2年	飲食店営業 （従事者が3人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業に限るが、生食用食肉取扱い施設は除く。）、 喫茶店営業、菓子製造業 （露店による営業、自動車による営業に限る。）、 アイスクリーム類製造業 （ソフトアイスクリーム類のみの製造業に限る。）、 乳類販売業、食肉販売業 （自動車による営業に限る。）、 魚介類販売業 （自動車による営業に限る。）、 食品の冷凍又は冷蔵業 （保管業に限る。）、 氷雪製造業 （自動販売機による営業に限る。）、 氷雪販売業、営業許可を要しない施設
対 象 施 設 数		112,169 施設
年間監視指導予定回数		66,057 回

別表 1 - 2 保健所による監視指導（広域監視）

区分	監視指導 予定回数	対 象 = 重要管理施設
S	3回/年	重要管理施設のうち、過去1年間に食品事故等を起こし、行政処分を受けた施設、 乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業
A	2回/年	飲食店営業 （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設に限る。）、 食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、魚肉ねり製品製造業、集団給食施設 （大規模調理施設に限る。）
B	1回/年	飲食店営業 （仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設を除く。）、 菓子製造業 （生菓子の製造業に限る。）、 あん類製造業、アイスクリーム類製造業 （ソフトアイスクリーム類の製造業を除く。）、 食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業 （保管業を除く。）、 豆腐製造業、そうざい製造業 （サラダ等非加熱製品を製造する施設）、 添加物製造業、集団給食施設 （大規模調理施設を除く。）、 浅漬製造業 （1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）、 カット野菜・カット果物製造業 （1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）
C	1回/ 2年	菓子製造業 （生菓子の製造業を除く。）、 食品の冷凍又は冷蔵業 （保管業に限る。）、 氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業 （加熱処理した製品を製造する施設）、 缶詰又は瓶詰食品製造業
対 象 施 設 数		10,550 施設
年間監視指導予定回数		10,500 回

別表 1-3 食品衛生検査所による監視指導

対 象	名古屋市中央卸売市場北部市場内の食品営業施設
対 象 施 設 数	383 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	11,360 回

別表 1-4 と畜場に対する監視指導

対 象	と畜場
対 象 施 設 数	2 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	16 回

別表 1-5 食鳥処理場に対する監視指導

対 象	食鳥処理場	
対 象 施 設 数	29 施設	
監 視 指 導 予 定 回 数	食鳥の生体を取扱う施設	6 回／年
	食鳥の生体を取扱わない施設	2 回／年
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	114 回	